主

原判決中上告人敗訴部分のうち、青森地労委昭和五四年(不)第五号不当労働行為救済申立事件に係る命令の取消請求に関する部分についての本件上告を棄却する。

その余の本件上告を却下する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

ー 上告人の上告理由について

京保の下において、補助参加人がした品和五二十度の負金成定に関する本件教房中立てを適法とした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。 二 上告人は、原判決中上告人敗訴部分のうち、青森地労委昭和五四年(不)第五号不当労働行為救済申立事件に係る命令の取消請求を除くその余の請求に関する部分については、上告理由を記載した書面を提出しないので、右部分についての上告は却下を免れない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、三九九条ノ三、三九九条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官裁判官裁判官	坂貞園佐可	上家部藤郡	壽 克 逸 庄 恒	夫己夫郎:
裁判官	岢	部	恒	雄